住宅用家屋証明の申請に係る添付書類

		新築されたもの 注文住宅	新築後使用されたことがないもの 建売住宅、マンション	新築後使用されたことがあるもの 中古住宅
1	住民票の写し	●	●	●
	※現在の住民票（申請する家屋へ異動後で、申請の時点で居住を確認できるもの）			
2	入居予定申立書	○ 未入居の場合	○ 未入居の場合	○ 未入居の場合
	※①、②のいずれかに③または④を添付 ①入居予定申立書　※原本添付のこと（写し不可）　②宅地建物取引業者の入居見込み確認書　※原本添付のこと（写し不可） ③現在居住する家屋の状況、処分方法を証する書類　④入居が登記後になる理由を証する書類			
3	登記事項証明書等	●	●	● 下記②
	※①～④のいずれか	①確認済証及び検査済証 ②登記事項全部証明書（登記情報提供サービスの場合は、照会番号・発行日記載の有効期限内のもの） ③登記完了証（書面申請の場合は、登記申請書も必要） ④登記済証		
4	売買契約書等	—	●	●
	※①～④のいずれか	①売買契約書 ②売渡証書 ③登記原因証明情報 ④競落による取得の場合は、代金納付期限通知書		
5	家屋未使用証明書	—	●	—
	※原本添付のこと（写し不可）　※譲渡証明書と一体になった書式の場合は、その写しの添付で申請可能			
6	特定認定長期優良住宅の認定通知書	○ 認定を受けた場合	○ 認定を受けた場合	—
	※①、②のすべて	①認定申請書副本（1号様式、戸建住宅は第3面不要） ②認定通知書（2号様式）		
7	認定低炭素住宅の認定通知書	○ 認定を受けた場合	○ 認定を受けた場合	—
	※①、②のすべて	①認定申請書副本（様式第五） ②認定通知書（様式第六）		
8	耐震基準適合証明書等	—	—	○ S56.12.31以前に建築された建物
	※①～③のいずれか	建築士等が証明した、①耐震基準適合証明書 ②住宅品確法に規定する住宅性能評価書（等級1～3） ③既存住宅売買瑕疵担保保険の保険付保証明書 ※いずれも取得の日前2年以内に調査・評価・契約されており、取得前に発行された証明書等であること		
9	増改築等工事証明書等	—	—	○ 特定の増改築
	※給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分にかかる工事に要した額が50万円を超える場合は、既存住宅瑕疵担保保険の保険付保証明書が必要			
10	金銭消費貸借契約書等	○ 抵当権設定の場合 （増築を含む）	○ 抵当権設定の場合	○ 抵当権設定の場合
	※①～③のいずれか	①金銭消費貸借契約書 ②債務の保証契約書 ③登記原因証明情報		
11	耐火性能を証する書類	○ 区分建物の場合	○ 区分建物の場合	○ 区分建物の場合
	※耐火・準耐火：①～③のいずれか	①検査済証 ②設計図書 ③建築士の証明書など、耐震性能を明らかにする書類 ※低層集合住宅（1000㎡以上の一団の土地・準耐火同等の大臣基準適合）：国土交通大臣の認定書 ※構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は不要		

（摘要）●：必須　○：該当する場合に必要

※原本添付の指定（「※原本添付のこと（写し不可）」の記載）がある書類以外は、すべて写しの添付で申請可能